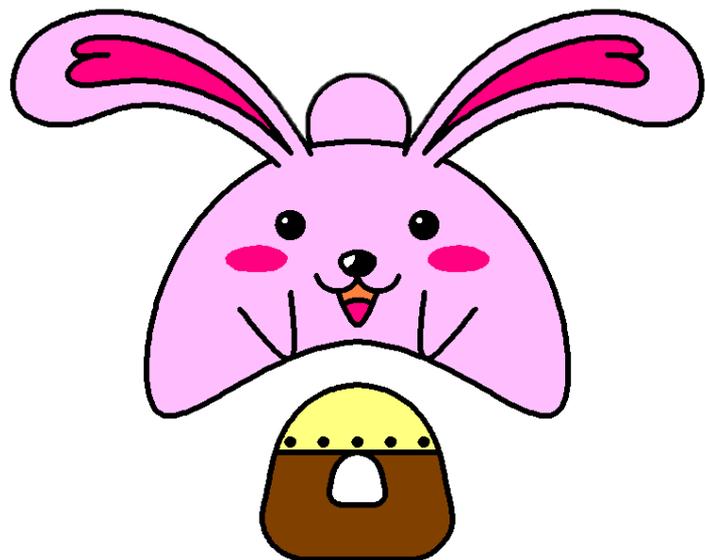


危機管理マニュアル



北海道美唄尚栄高等学校

目 次

1	学校における危機管理	1
2	一次救命処置	2
3	危機発生時における連絡体制	3
4	校内危機対応組織	4
5	災害対策体制	5
6	優先業務及び着手目標時期	6
7	業務執行環境等の確保	7
8	重要書類等の確認・管理	7
9	学校再開に向けた対応の流れ	9
10	通報・連絡の要点	13
11	被害状況等の報告	14
12	避難所開設協力	15
13	応急手当及び緊急時対応用資機材配置場所リスト	16
14	アセスメントシート	17
15	個別の危機管理	22
16	火災発生時の対応	23
17	地震・津波への対応	26
18	気象災害への対応	29
19	土砂災害への対応	31
20	頭頸部外傷への対応	32
21	熱中症への対応	33
22	食物アレルギーへの対応	34
23	交通事故への対応	35
24	不審者侵入への対応	37
25	学校への犯罪予告	38
26	飛翔体（弾道ミサイル）発射への対応	39
27	ハチに刺されたときの対応	40
28	ヒグマの出没への対応	41
29	緊急連絡先	42

1 学校における危機管理

危機管理のねらいは、生徒と教職員の命を守り、生徒と教職員の信頼関係を維持し、学校の正常な運営、学校に対する社会的な信用を守るとともに、教育活動に関わって起こる事件や事故の予防、事故による損失を最小限にし、再発を防止する事後措置などを適正に行うことである。

事件・事故が発生したとき

(1) 発見

被害の拡大防止に努める

- ①生徒の避難誘導（避難場所の確保、誘導方法等の明確な指示）
- ②他の職員との連携
- ③負傷した生徒がいる場合の応急措置体制

(2) 通報

ただちに警察並びに消防へ連絡

- ①警察への連絡
 - ②消防への連絡
- ※負傷の状況、人数、場所等の的確な連絡等

(3) 全職員による対応

全体指揮・窓口（教頭）

- ①決定事項を速やかにすべての教職員に指示・伝達し、学校全体で統一的に対応できる体制をつくる。
- ②教育局への連絡（事故等の概要説明、今後の対応等の指示を受ける）
- ③報道機関より取材があった場合は、教頭が窓口となる。

避難・誘導・安全確保

- ①校内放送により、生徒を安全な場所に避難させる。
- ②二次的な被害を防ぐため、生徒を現場から遠ざける等の対応をする。

事件・事故への対応

- ①正確な情報収集及び情報の共有化を図るため、できるだけ多方面から収集した情報を取りまとめる。
- ②正確かつ詳細に記録をし、事故報告・連絡書を作成する。

保護者等への連絡

- ①事故、災害に遭遇した生徒の保護者等への連絡（事故等の概要説明、負傷等の状況、搬送先等）
- ②緊急メールの配信、ホームページへの掲載

2 一次救命処置

心停止・呼吸停止など極めて重症の場合、救急通報して救急隊が到着するのを待っているのは、手遅れになる場合もあります。第一発見者が適切な一次救命処置を講ずることにより、救命率を飛躍的に高めることが可能です。

- ① 早期の119番通報
- ② 早期の心肺蘇生法（CPR）の実行
- ③ 早期のAEDの使用

(1) 倒れている人を見つけたら

- ① まず周囲の安全確認を行い、2次災害（事故）の防止に努めます。
- ② 次に周囲の人に声をかけ、職員室や事務室にいる教職員を呼びに行ってもらい、傷病者の救出、救命手当や応急手当、119番通報、資材の確保、搬送などを手伝ってもらいます。

(2) 意識や反応の確認

- ① 倒れている人の肩を叩き、大きな声で「わかりますか？」と声をかけます。
- ② 意識があるか、反応があるかを確認します。
- ③ 意識がない場合、気道閉塞、呼吸停止、心停止などの疑いがあります。
- ④ 救命措置を開始する必要があります。

(3) 119番通報

- ① 119番通報し、AEDを取り寄せます。
- ② AEDは2階職員室入口にあります。

心肺蘇生法（CPR）の開始

- ① 周囲の安全を確認する。（安全な場所を確保する）
 - ② 心臓の止まっている人（以下、傷病者）を固い床面に仰向けに寝かせる。
 - ③ 反応を確認する。肩をやさしくたたきながら大声で呼びかけても何らかの応答や目的のある仕草がなければ「反応なし」とみなす。
 - ④ 呼吸をみる。胸と腹部の動き（呼吸をするたびに上がりたり下がりたりする）をみる。確認に10秒以上かけないようにする。喉に2本の指を当てて、頸動脈の脈（首の2つの主要な動脈）を確認する。胸の上昇と下降に注意して、同時に呼吸を確認する。確認は10秒未満で行う。
 - ⑤ 救急車の要請をしてAEDを手配する。
 - ⑥ 医療機関の指示に従って、救急隊に引き継ぐまで、必要な応急手当を行う。
 - ⑦ 胸骨圧迫を行う。（胸の真ん中に、片方の手の付け根を置く。他方の手をその手の上に重ねる）
 - ⑧ 胸の真ん中を強く（少なくとも5cm沈み込むように）、速く（少なくとも100回/分）、絶え間なく圧迫する。
- ※注意：救急隊が到着するまでAEDによる解析（電気ショック）と心臓マッサージ（胸骨圧迫）を続けます。傷病者が払いのけるような動作など明らかな回復を示したり、救急隊が来るまでは継続して行い、途中で中断しないでください。

AEDの開始

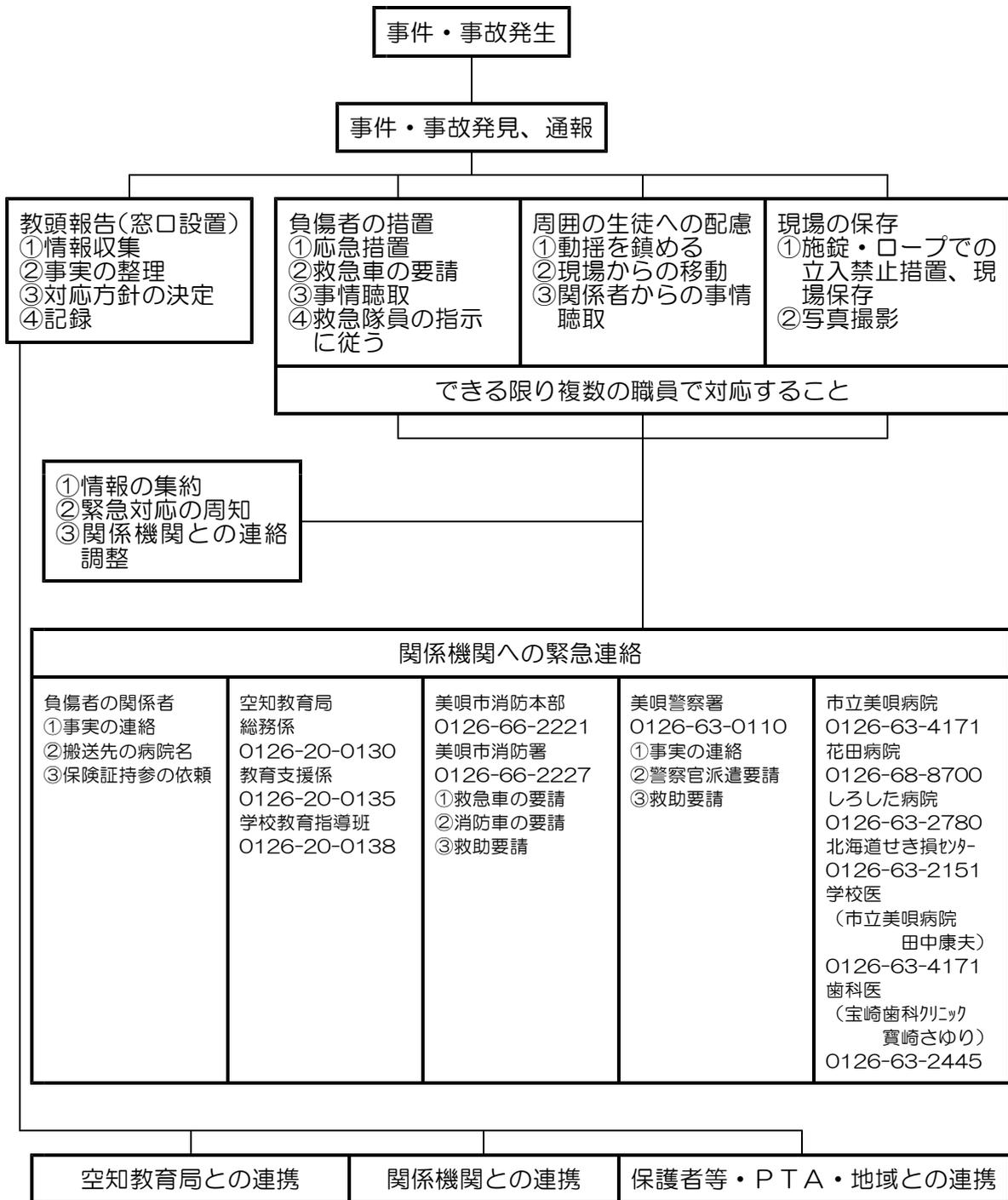
- ① 普段どおりの呼吸（正常な呼吸）がなければ、直ちに心肺蘇生を開始し、AEDが到着すれば速やかに使用します
- ② 電源を入れると音声の指示が始まります。
- ③ 胸が汗などでぬれている場合は拭き取ってからはります。シップ薬など何かはられていたらはがします。
- ④ ペースメーカーなど皮膚の下に何か埋め込まれている場合はそこを避けてはります（皮膚の下に硬いこぶのようなものがあります）。
- ⑤ 就学前のこどもには、こども用パッドか小児モードに切りかえます。ない場合はおとなと同じパッドを使います。
- ⑥ 電極パッドをはります。位置はパッド等にも描いてあるので、それに従います。
- ⑦ パッドをはる作業中も胸骨圧迫は続けます。
- ⑧ AEDが自動的に心電図を解析し、音声などで指示を出します。
- ⑨ AEDが心電図の解析を始めたら胸骨圧迫をやめ、倒れている人から離れます。
- ⑩ 電気ショックが必要な場合は「電気ショックが必要です」と音声流れ、充電が始まります。充電が終わり、「ショックボタンを押してください」の音声や充電終了の連続音流れ、ショックボタンが点滅します。「離れて」とまわりの人に注意し、だれも触れていないことを確認し、ショックボタンを押します。
- ⑪ 電気ショック後はすぐ胸骨圧迫を再開します。AEDはまた心電図を解析して、2分ごとに電気ショックが必要か否かを指示してくるので、それに従います。

3 危機発生時における連絡体制

(1) 危機発生時における窓口

危機管理の総合窓口は教頭とし、個別事例の窓口は分掌及び学科等とするが、複合化された危機が発生した場合においては、総務部が連絡調整を図る。

(2) 危機発生時における体制図



4 校内危機対応組織

組織名	担当者名	役割
総括本部	校長	①全体総括 ②関係機関・教育局への報告 ③生徒・教職員への説明 ④必要な人材派遣 ⑤マスコミスポークスマン
	教頭	①校長の補佐 ②校長の指示による上記役割の実施
	防犯担当者 生徒指導部長	①各組織の状況把握及び本部内での情報提供
不審者対応	教頭 事務職員 生徒指導部長 生徒指導部員	①危害を加えるおそれのない場合、別室への誘導 ②他の不審者の有無の確認 ③加害行動に及んでいる場合の生徒の救助及び安全確保
避難誘導 安全確認	教科担任	①危機に伴い想定されるパニック等に対する集団管理 ②生徒の避難指示、誘導 ③避難後の安否確認、安全確認 ④緊急一斉下校を行う場合の全体指導
	HR担任	
	総務部 教務部	
救護	養護教諭	①応急手当・医療補助の必要性の有無の決定 ②救急車誘導 ③負傷者氏名及び容態、救急搬送先及び同乗者リストの作成 ④搬送医療機関からの情報収集
	生徒指導部長	
	教科担任	
情報整理	教頭	①各組織及び警察等関係機関からのあらゆる情報の収集、記録、整理 ②総括本部及び各班への情報提供 ③生徒への口頭説明用文書作成 ④保護者等への説明文書作成 ⑤記者発表のための簡潔な資料の作成
	総務部長	
	生徒指導部長	
電話 来校者 マスコミ対応	教頭	①保護者等控室の設置 ②事件、事故を知った保護者等や一般の人からの電話質問や来校者への対応、説明 ③マスコミ関係者対応、記者発表時刻、場所等の連絡等 ④マスコミ関係者待機室、記者発表室の準備
	総務部	
<p>(1) 校長が不在の場合の順次代理者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教頭 2 総務部長 3 教務部長 4 生徒指導部長 <p>(2) 養護教諭が不在の場合の順次代理者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健体育科教諭 2 生徒指導部長 3 総務部長 		

5 災害対策体制

設置場所：会議室（代替場所：校長室）

	構 成 員	主 な 業 務
本 部	本部長…校長 副本部長…教頭 事務長 本部員…各班長 校長不在時の代行順位 代行第1順位…教頭 代行第2順位…事務長 代行第3順位…総務部長	<ul style="list-style-type: none"> • 対策本部の総括 • 応急対応の決定 • 各班の連絡・調整、指示 • 教育局等への報告
班	構 成 員	主 な 業 務
総 務 班	班長 総務部長 班長代理 総務部員 班員 総務部	<ul style="list-style-type: none"> • 災害情報の収集 • 通学路等の被害状況の把握 • 教職員、その家族の安否確認 • 警察、消防機関等への通報 • 教育局等への報告 • 教職員・生徒用の非常用物資の確保 • ライフライン（電気、ガス、水道等）の確認 • 通信手段の確保
避難誘導・ 安否確認班	班長 3年次主任 班長代理 2年次主任 1年次主任 班員 3年次担任 2年次担任 1年次担任	<ul style="list-style-type: none"> • 避難路の安全確認 • 救護班の支援 • 生徒、教職員の避難誘導 • 保護者等との連絡、被災状況の把握 • 生徒の下校、保護者等への引き渡し • 引き渡しができない生徒の待機場所の確保 • 登校していない生徒の安否確認
消 火 ・ 施設点検班	班長 生徒指導部長 班長代理 生徒指導部員 班員 生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> • 火災対応、初期消火 • 施設設備の被害状況の把握 • 立ち入り禁止措置などの危険回避の対応 • 授業教室の確保 • 施設設備の復旧・仮設教室の確保
救 護 班	班長 生徒指導部 班長代理 養護教諭 班員 生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> • 負傷者の応急救護 • 負傷者の移送
搬 出 班	班長 教務部長 班長代理 事務主任 班員 教務部	<ul style="list-style-type: none"> • 重要書類等の確認・管理・搬出 • 非常時持出の対応
避難所支援班	班長 教頭 班長代理 進路指導部長 班員 進路指導部 事務職員	〔避難所となった場合〕 <ul style="list-style-type: none"> • 市町村防災担当部局との連絡調整 • 避難所開設・運営の支援・協力 • 避難所用物資（照明・水・食料・暖房・毛布等）の確保

6 優先業務及び着手目標時期

着手目標	対応業務
発災直後に着手	<ul style="list-style-type: none"> ①生徒・教職員の安全確保 ②負傷者等の確認 ③避難場所、避難経路の安全確認 ④避難誘導、人員確認 ⑤火災対応 ⑥応急救護、医療機関への連絡・搬送
発災後概ね1時間以内に着手	<ul style="list-style-type: none"> ①学校災害対策本部の設置 ②生徒・教職員の人的被害状況の把握 ③施設、設備の被害状況の把握 ④電気・通信回路等のライフラインの確認 ⑤地域全体の被害状況の把握 ⑥被害状況等の教育局への報告（速報）
発災当日中に着手	<ul style="list-style-type: none"> ①通学路の安全確認 ②公共交通機関の運行状況の把握 ③生徒の下校、引き渡し（学校待機措置含む） ④不在生徒、教職員の安否確認 ⑤重要書類等の確認及び管理 ⑥施設、設備の被害状況調査 ⑦避難所の開設協力 ⑧被害状況等の教育局への報告（詳細）
発災後概ね3日以内に着手	<ul style="list-style-type: none"> ①施設、設備の状況確認 ②生徒・保護者等の安否、被害状況、避難先等の確認（名簿作成） ③ライフラインの復旧予定等の把握 ④通学路の安全確認、交通機関運行状況の確認 ⑤生徒の心のケア（スクールカウンセラー要請等含む） ⑥今後の対応計画等についての教育局（本庁担当課）との協議
発災後概ね1週間以内に着手	<p>【学校再開準備関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設、設備の再点検 ②施設、設備の整備・補修必要箇所の集約及び教育局（本庁関係課）との協議 ③使用教室、教職員の確保 ④通学可能な生徒の確認 ⑤生徒の教科書、文房具等の紛失・滅失状況の把握 ⑥教科書、学用品の調達・確保 ⑦「応急教育計画」※の作成 ⑧学校が避難所となっている場合は、市町村担当者と学校再開の協議 ⑨学校再開までの見通し等の保護者等への周知 <p>【学籍関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①避難等に伴う転学事務 <p>【財務事務関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業者等への支払事務等の執行計画の策定 <p>【教職員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公宅補修 ②教職員の健康管理 ③災害給付 <p>※応急教育計画 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育局（本庁関係課）と連携のもと、校長が被害の状況を判断して応急的に実施する教育計画のこと</p>

7 業務執行環境等の確保

項 目	業 務 内 容 ・ 留 意 事 項
校舎等の点検	①「学校施設の防災安全点検マニュアル」（平成17年4月北海道教育庁企画総務部施設課作成）に基づき点検を行う。 ②既存の図面に危険箇所を表示し職員に周知する。 ③危険箇所への立ち入り禁止の表示等を行う。
執務室の確保	①各室の防火・防災担当者は、執務室（校長室、職員室、事務室等）の被災状況と使用の可否を判断し校長に報告する。 ②執務室が使用できない場合は代替室を確保する。
電源の確保	①停電した場合に使用できなくなる設備・機器等を確認する。 ②停電した場合は、電力供給会社に復旧予定等状況を確認する。
水の確保	①断水した場合は、市町村に復旧予定等の状況を確認する。 ②受水槽や高架水槽の残留水を節約するため、使用可能なトイレや洗面所の使用を必要最低限とし、それ以外は使用禁止とする。
通信手段の確保	①一般電話回線が使用可能な場合は、災害時優先電話により関係機関等との通信を確保する。 ②携帯電話、メールが使用可能な場合は、それを活用し関係機関等との通信を確保する。
暖房の確保	①配管設備の損傷や停電により、暖房用ボイラーが使用不可能な場合は、予備暖房等の手配を行う。

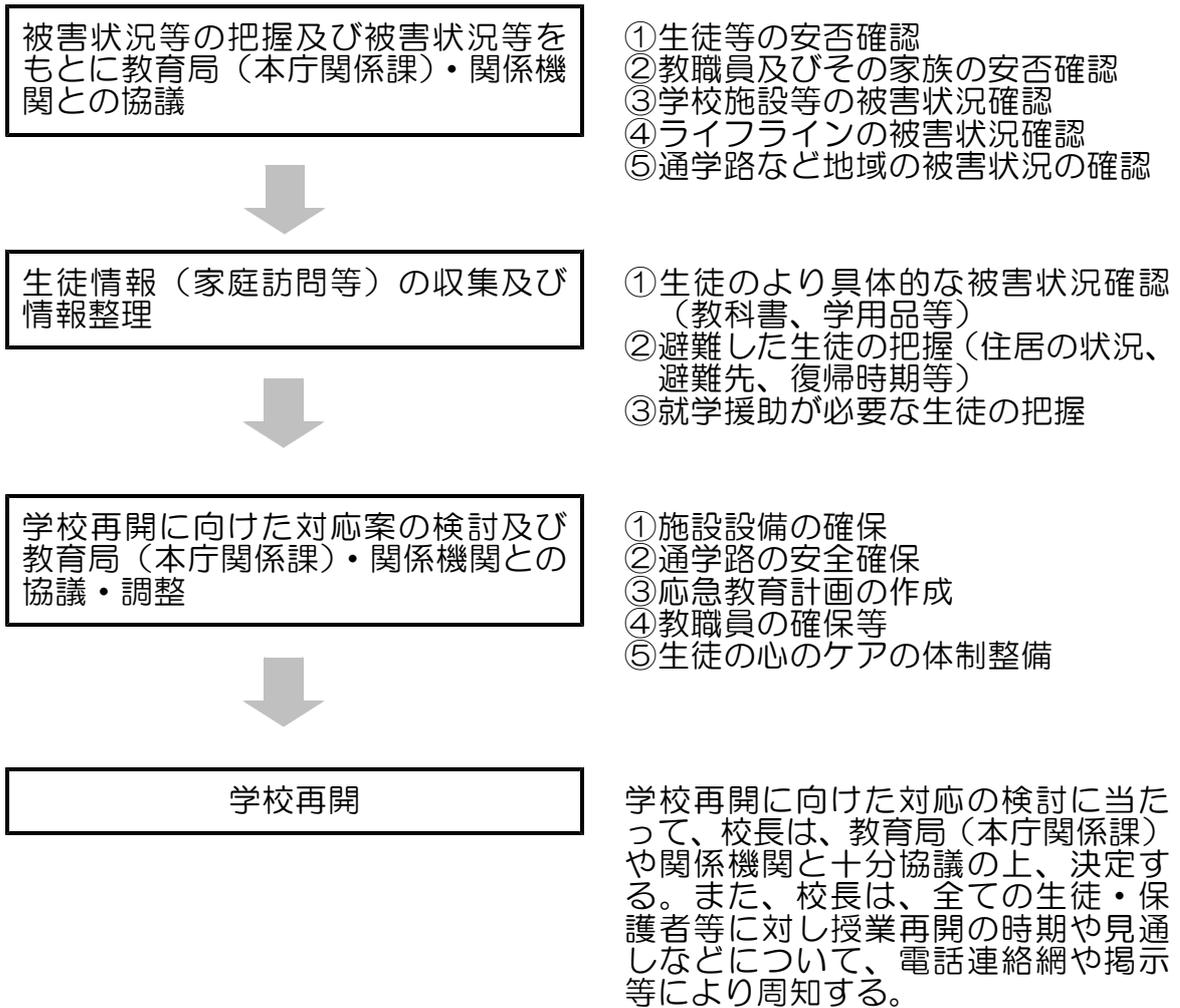
8 重要書類等の確認・管理

項 目		保管場所	管理責任者	持出担当者
教務関係	卒業証書台帳、修了証書台帳、指導要録、出席簿、入学者選抜・成績考査に関する書類、生徒状況確認表など	事務室耐火書庫 職員室耐火書庫	教頭	教務部長
保健関係	生徒健康診断票、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿など	保健室耐火書庫	教頭	養護教諭
事務・管理関係	学校沿革誌、職員人事記録カード、財産台帳、財務会計書類、公印など	事務室耐火書庫	事務長	事務主任
※重要書類等の確認・管理方法 1 管理責任者は、重要書類及び書庫の点検を行い、書庫等に被害がなければ、施錠の上、書類を保管します。 2 書庫等に被害がある場合は、一時的に別の部屋に保管し、部屋を施錠します。 3 校外に関係書類を移動しなければならない場合は、書類の移動リスト等を作成し、移動先で書類の確認を行ったあと、部屋を施錠し、立ち入り禁止とします。				

【非常持ち出し一覧表の例】

書 類 名	保 管 場 所	管理責任者	持出担当者	備 考
〇〇〇〇	〇〇室ロッカー(No.〇)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鍵・・・〇〇
〇〇〇〇	〇〇室ロッカー(No.〇)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鍵・・・〇〇

9 学校再開に向けた対応の流れ



(1) 生徒等の安否確認

予想される状況	対応
<p>①生徒の自宅の損壊や電話回線の混雑等により家庭と連絡がとれない。 ②生徒の連絡先（住所、避難場所）に変更があっても学校で把握できない。（連絡がないなど） ③連絡が取れないことから、学校から家庭に情報提供できない。</p>	<p>①生徒の安否や負傷の程度など、生徒の状況はもとより、保護者等の状況や避難先等の内容を（ア）～（ウ）の方法により確認する。</p> <p>【確認する内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①生徒の状況 ②保護者等の状況 ③住居の状況 ④避難先 ⑤連絡方法 ⑥健康状態 など</p> </div> <p>【確認方法】 （ア）電話等の連絡のみに頼らず、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、家庭訪問や避難所訪問を行い情報収集する。 （イ）掲示等の方法により、主要施設や避難所等において学校からの情報提供を依頼する。 （ウ）PTAに学校からの情報提供等の協力を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認できない内容については、再度、確認を行う。 ・確認した内容を一覧表（児童生徒状況確認表）に整理し、全教職員で共有する。 <p>※電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備し、連絡・通信手段の複線化を図る。 ※教職員及び家族の安否確認についても速やかに行う。</p>

(2) 通学路の安全確保

予想される状況	対応
<p>①倒壊した建物や垂れ下がった電線等により通学路に危険箇所ができる。 ②通学路を建物取り壊しや復旧工事等による大型車両が往来する。</p>	<p>①生徒の通学路の安全確認を行う。 ②生徒の所在を確認し交通機関の状況を把握した上で、通学方法の具体的な検討を行う。</p>
<p>①公共交通機関が不通となる。</p>	<p>①交通機関の復旧状況によっては、スクールバスの運行について関係機関と協議する。</p>

(3) 施設設備の確保

予想される状況	対応
校舎の損壊等のため、教室が使用不能となる。	施設設備の安全確認、整備を行い、授業再開に必要な教室、スペースなどを確保する。
電気・水道・ガス・電話等ライフラインが寸断される。	ライフラインの復旧状況を把握し、関係機関に協力を依頼する。
施設の復旧に相当な期間を要する。	①校舎の補修、改修、仮設教室の建設等について教育局（本庁関係課）と協議する。 ②被害が著しく復旧に時間を要する場合は、他の学校・公共施設・民間施設等の借用について、関係機関と協議する。
学校が避難場所となり、生徒の学習の場が確保できなくなる。	避難住民（自治組織）の理解を得て、緊急避難用スペースの段階的な縮小により教室を確保する。
災害対策本部等による避難住民への救済策が実効性を持つまでに相当な期間を要し、緊急避難所となっている教室を授業に使用することができない。	緊急避難所としての校舎の使用が長期化しそうな場合、教育機能と避難所としての機能の調整について、市町村災害対策本部や避難住民（自治組織）と継続して協議する。

(4) 教職員の確保等

予想される状況	対応
①負傷、道路不通のため出勤できないなど、勤務できる教職員が不足する。 ②避難所運営協力のため、授業を行う教職員数が不足する。	①応急教育計画などを作成し、不足する教職員数等を算定する。 ②教職員の加配、近隣校からの教職員の応援派遣や教育活動上の連携等について検討する。

(5) 生徒の心のケアの体制整備

予想される状況	対応
①生徒や教職員が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念される。	①生徒等の心身の健康状態を把握する。 ②カウンセリング等が必要な場合、学校医、スクールカウンセラー等と連携する。
①多くの生徒の心のケアなどに対応するため、教職員の業務が過多となる。	①スクールカウンセラー等専門家の派遣について教育局（本庁関係課）へ依頼する。

(6) 応急教育計画の作成

予想される状況	対応
<ul style="list-style-type: none"> ① ライフラインが回復せず、停電等が続いている。 ② 施設設備の損壊、備品等が破損している。 ③ 交通事情が悪く、生徒の通学、教職員の通勤が長時間に及ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 始業時間の繰り下げ、終了時間の繰り上げを行う。 ② 2時間授業、午前授業、一部又は全部の午前・午後二部制授業、隔日登校等を実施する。 ③ 長期的な展望により指導計画を見直す。指導内容や指導方法を工夫する。
<ul style="list-style-type: none"> ① 被災の影響で生徒の一部が登校できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 年次・HR合同等の授業形態を工夫する。 ② 登校する生徒の人数に応じた教育活動を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ① 生徒が災害により様々な心の傷を負っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ① スクールカウンセラー等と連携し、生徒の心のケアに配慮した指導計画を立案する。 ② 平常化に向けた安全教育、健康教育及び生活指導を重点化する。
<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員の一部が勤務できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員が不足した場合、教職員の暫定配置（HR担任、臨時時間割の編成）を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ① 教科書、教材等が不足する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 教科書、教材等の不足数を調査し、教育局（本庁関係課）と協議しながら確保する。
<ul style="list-style-type: none"> ① 授業時数が不足する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平常化への見通しを立てながら欠授業時数を補充するとともに、授業内容を工夫する。 ② 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持推進を図る。 ③ 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な教育内容とする。

10 通報・連絡の要点

(1) 学校名

北海道美唄尚栄高等学校 です。

(2) 所在地

美唄市西1条南6丁目1番1号 です。

(3) 電話番号

0126-64-2277 です。

(4) 連絡者の氏名

〇〇〇〇 です

(5) 通報・連絡の概要

「いつ」
「どこで」
「だれが」
「どうした」

(6) 各所への通報・連絡の概要

- ①警察署
 - ・ 事故の概略
- ②消防署
 - ・ 火事・救急の別
 - ・ 出火状況や傷病の概略
 - ・ 校内侵入経路と場所
- ③病院
 - ・ 学年
 - ・ 氏名
 - ・ 性別
 - ・ 傷病の概略
 - ・ すぐに診察が可能か

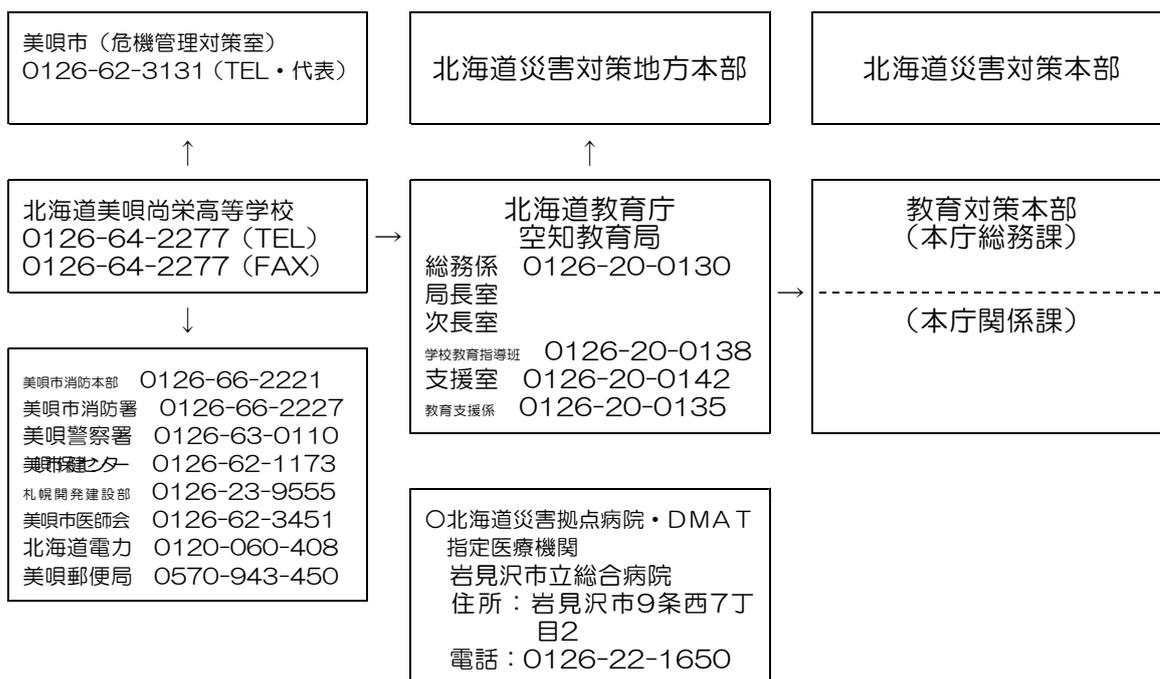
1 1 被害状況等の報告

災害発生後には、学校は速やかに教育局（本庁関係課）へ被害等の概要を報告（速報）します。報告（速報）後にさらに詳細な被害状況等の把握に努め、随時、教育局（本庁関係課）に状況を報告します。

(1) 事前に必要な対応

- ① 校長は、全教職員に教育局（本庁関係課）への報告方法等を周知する。
- ② 校長は、管轄教育局や市町村の防災担当部局・消防・警察等、関係機関の連絡先一覧表を作成する。
- ③ 校長は、電話回線が途絶した場合を想定し、複数の報告方法を検討する。

(2) 報告の流れ



1 2 避難所開設協力

災害発生後、市町村の避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）に指定されている学校は、避難所の開設等について協力します。

避難所の開設やその運営は、本来的には、市町村の防災担当部局が責任を有していますが、災害規模が大きな場合や発災当初は、避難所の指定を受けた学校の教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられます。

また、市町村や自治組織が体制を整え、避難所運営を主体的に行うことができるようになった後は、学校は後方支援に当たります。

(1) 事前に必要な対応

- ①校長は、各市町村が作成している避難所開設やその運営に係るマニュアルを参照し、教職員が協力できる内容について市町村防災部局等とあらかじめ調整し、それぞれの役割分担を明確にする。
- ②校長は、市町村防災部局等との協議・検討を踏まえ、あらかじめ教職員の具体的な協力業務の分担や内容等の計画を定める。
- ③災害発生後には、地域住民が学校に避難してくることや特別な配慮等を必要とする児童生徒への対応などについて支援要請があることが予想されるため、避難所等に指定されていない学校においても、校長は、避難者に対して適切な対応ができるように検討する。

(2) 避難所開設・運営に係る協力業務内容及び担当者一覧

項目	担当	担当業務の内容
施設等の点検		<ol style="list-style-type: none"> ①「学校施設の防災安全点検マニュアル」のチェックリストにより、学校・避難所として使用可能か否かを点検する。 ②判断が難しい場合については、早急に市町村に連絡し、技師等の専門家に判断を依頼する。 ③点検の結果、避難所として避難者を受け入れることが可能であれば、その旨を市町村の災害対策本部に連絡し、指示を受ける。 ④校舎等が危険で使用できない場合は、校舎等を立ち入り禁止とし、その旨を市町村の災害対策本部に連絡する。
利用区域の設定表示と管理		<ol style="list-style-type: none"> ①一般避難者の利用区域及び立ち入り禁止箇所（危険区域、学校教育活動区域等）を設定し、貼り紙等で表示する。 ②避難所の使用可能区域の設定に当たっては、児童生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒と避難者のスペースや動線を分ける。
避難者の受け入れ準備		<ol style="list-style-type: none"> ①体育館等の避難所使用区域の破損ガラス、器具の散乱などを整理し、避難所として使用可能な状態とする。 ②トイレ、シャワー施設の解錠・点検を行う。 ③非常電源設備の点検作動を行う。
避難者の受け入れ		<ol style="list-style-type: none"> ①避難者名簿により、受付を行う。 ②負傷者の確認と応急措置を行う。（身体が不自由な方や幼児等の災害時要援護者に十分配慮する。）
避難所の組織づくり		<ol style="list-style-type: none"> ①市町村防災担当者や地域の代表者が到着した後は、避難所の運営組織づくりに協力する。

13 応急手当及び緊急時対応用資機材配置場所リスト

備品名	数	室	具体的な場所・その他
AED	1	2階職員室入口	入口（壁）
担架	1	保健室	入口
	6	校内	
車椅子	1	保健室	ベッド横
松葉杖	2	保健室	薬品庫横
ベッド・寝具一式	2	保健室	
三角巾	多	保健室	薬品庫
レスキューシート			
衛生材料各種 伸縮包帯、ガーゼ、救急絆創膏、 キープボア等	多	保健室	薬品庫
応急処置用器具	多	保健室	薬品庫
ハサミ、刺抜きピンセットなど	1	職員室	救急箱：養護教諭机上
体温計（電子・非接触）	多	保健室	問診台上・薬品庫
	1	職員室	救急箱
汚物処理セット① バケツ、次亜塩素酸カリウム（ハイター）、消毒薬、消毒薬希釈用ペットボトル、ペーパータオル、エプロン、マスク、グローブ、ビニール袋、凝固剤	3	保健室	執務机前
		職員室	1年次前側の窓側ロッカー上
		体育館	階段横スペース冷蔵庫横机上
エプロン	多	保健室	作付戸棚奥下段
マスク・グローブ	多	保健室	ワゴン中・薬品庫
ビニール袋	多	保健室	薬品庫
消毒薬	2	保健室	薬品庫
洗面器	10	保健室	冷蔵庫隣
血圧計	2	保健室	問診台上
懐中電灯	2	事務室	受付台上
		職員室	
乾電池	多	事務室	物品庫
非常食 カンパン・水	多	防火棟 男子トイレ内 シャワー室	

令和8年4月1日 現在

14 アセスメントシート

眼部外傷時のアセスメントシート

*記入方法：該当するもの→○

名前		年 組		男・女	来室時間	月 日 時 分		
		月 日 ()		時 分		受傷場所		
緊急	経過観察		時 分		時 分		時 分	
	意識状態		異常なし	異常あり	異常なし	異常あり	異常なし	異常あり
	ショック症状		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗	
	バイタルサイン	体温	℃		℃		℃	
		脈	回		回		回	
		呼吸	回		回		回	
血圧		/ mmHg		/ mmHg		/ mmHg		
部位 (どこが)		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 右  左 </div>				注意事項 ・眼球に刺さった物は抜かずに紙コップなどで保護して受診。 ・患部を冷やす場合は冷やしすぎない。 ・打撲後の視力検査については打撲直後、1時間後に行い、1カ月経過観察をする。 ・鼻血や嘔吐がある場合は受診する。		
原因 (どうして)		※可能な限り、ケガをしたときの状況を周囲の人からも聞く 主な原因: 打撲・飛来物・殴打・衝突・転倒・刺傷・異物・薬物混入 () その他 () 衝撃度 (弱・中・強)						
項目		有無	なし	あり	備考			
聞く	痛み		なし	あり				
	かすみ・ぼやけ・複視		なし	あり				
	まぶしさ		なし	あり				
	視野狭窄・欠損		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	異物感・違和感		なし	あり				
	コンタクトレンズ着用		なし	あり				
見る	眼球からの出血		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	充血		なし	あり				
	流涙		なし	あり				
	眼の周りの外傷・出血・腫脹		なし	あり				
	眼位の異常		なし	あり				
	瞳孔拡大・眼振		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
触れる	圧痛		なし	あり				
	眼周囲の異常		なし	あり				
			なし	あり				
調べる	眼球運動、調節、輻輳、視野異常		なし	あり				
	対光反射検査異常		なし	あり				
	視力低下		なし	あり				
対応・連絡	発見・報告者 ()	□安静にして1時間は経過観察 症状により受診			□救急車要請 時 分			
	対応・処置者 ()	□保健室にて経過観察症状により受診			□保護者連絡 時 分			
	連絡者 ()	□直ちに医療機関受診 緊急時は救急車要請			□医療機関連絡 時 分			

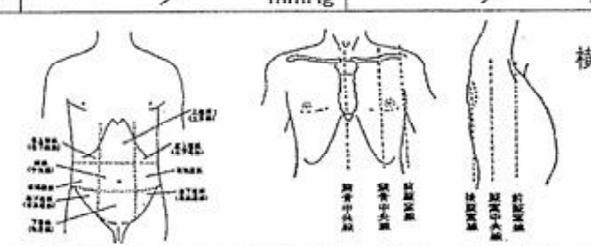
頭部外傷のアセスメントシート

* 記入方法 : 該当するもの→○

名前	年 組	男・女	来室時間	月 日 時 分	
受傷時間	月 日 ()	時 分	受傷場所		
緊急	経過観察	時 分	時 分	時 分	
	意識状態	異常なし	異常あり	異常なし	異常あり
	ショック症状	なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗	
	バイタル サイン	体温	℃	℃	℃
		脈	回	回	回
呼吸		回	回	回	
血圧		/ mmHg	/ mmHg	/ mmHg	
部位 (どこが)	右側面	正面	左側面	後ろ	注意事項
					<ul style="list-style-type: none"> ・倒れていて意識がない場合には、動かさない。 ・症状が軽く、外傷がない場合でも必ず 24 時間は経過観察を行う。 ・頭部以外も確認する。
原因 (どうして)	※可能な限り、ケガをしたときの状況を周囲の人からも聞く 主な原因 : 転倒・衝突・殴打・転落(m)・飛来物				
項目	有無	なし	あり	備 考(経過観察後の変化)	
聞 く	吐き気、嘔吐	なし	あり	* 継続する場合は受診	
	頭痛	なし	あり	軽度・激痛	
	手足のしびれ	なし	あり		
	目のかすみ、ぼやける	なし	あり		
	耳鳴り	なし	あり		
	ろれつが回らない	なし	あり	ありの場合は救急車要請	
	めまい	なし	あり		
見 る	出血	なし	あり		
	皮下出血(赤み、あおたん)	なし	あり		
	変形	なし	あり		
	瞳孔異常	なし	あり	拡大・縮小・不同 ありの場合は救急車要請	
	ふらつき(歩行の様子)	なし	あり		
	けいれん	なし	あり	硬直・断続的・全身・部分 ありの場合は救急車要請	
触 れ る	鼻孔・耳孔の異常(出血など)	なし	あり	血液髄液滲出 ありの場合は救急車要請	
	圧痛	なし	あり		
	腫れ、こぶ(血腫)	なし	あり		
調 べ る		なし	あり		
	握力の違い	なし	あり	両手を握らせる	
	四肢の運動異常	なし	あり	目をつぶって両手を挙げさせる 左右差がある場合は救急車要請	
対 応 ・ 連 絡	記憶の異常	なし	あり	要受診/他症状の様子によっては救急車要請	
	発見・報告者 ()	<input type="checkbox"/> 安静にして1時間は経過観察。症状により受診		<input type="checkbox"/> 救急車要請 時 分	
	対応・処置者 ()	<input type="checkbox"/> 保健室にて経過観察。症状により受診		<input type="checkbox"/> 保護者連絡 時 分	
	連絡者 ()	<input type="checkbox"/> 直ちに医療機関受診。緊急時は救急車要請		<input type="checkbox"/> 医療機関連絡 時 分	

胸腹部打撲のアセスメントシート

* 記入方法 : 該当するもの→○

名 前	年 組	男・女	来室時間	月 日 時 分	
	月 日 () 時 分		受傷場所		
緊 急	経過観察		時 分	時 分	
	意識状態		異常なし	異常あり	
	ショック症状		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗		
	バイタル サイン	体温	℃	℃	℃
		脈	回	回	回
呼吸		回	回	回	
血圧		/ mmHg	/ mmHg	/ mmHg	
部 位 (どこが)	正面			横	
注 意 事 項					
・子どもは腹壁が脆弱なため外力が作用しやすい。 ・次第に増強する痛みや筋性防御、嘔吐、姿勢がくの字になるなど症状がある場合は臓器損傷を疑う					
原 因 (どうして)	※可能な限り、ケガをしたときの状況を周囲の人からも聞く 主要要因 : 飛来物・殴打・衝突・転倒・転落()m				
項目	有無	なし	あり	備 考	
聞 く	息苦しさ	なし	あり	ありの場合は救急車要請	
	嘔吐、嘔気	なし	あり		
	排尿時の痛み	なし	あり		
	尿の色の変化	なし	あり		
	深呼吸したときの痛み	なし	あり		
見 る	姿勢、歩き方の変化	なし	あり		
	発赤	なし	あり		
	腹壁の膨隆・陥没	なし	あり	ありの場合は救急車要請	
	腫脹	なし	あり		
	胸郭変形	なし	あり	ありの場合は救急車要請	
	出血	なし	あり	ありの場合は救急車要請	
		なし	あり		
触 れ る	圧痛	なし	あり	ありの場合は救急車要請	
	反跳痛	なし	あり	ありの場合は救急車要請	
	筋性防御	なし	あり	ありの場合は救急車要請	
	介達痛	なし	あり		
		なし	あり		
対 応 ・ 連 絡	発見・報告者 ()	□安静にして1時間は経過観察。症状により受診		□救急車要請 時 分	
	対応・処置者 ()	□保健室にて経過観察。症状により受診		□保護者連絡 時 分	
	連絡者 ()	□直ちに医療機関受診。緊急時は救急車要請		□医療機関連絡 時 分	

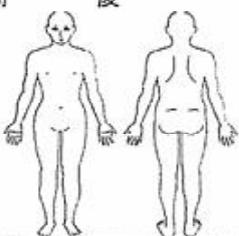
熱中症のアセスメントシート

* 記入方法 : 該当するもの→○

名 前		年 組		男・女		来室時間	月 日 時 分	
発症時間		月 日 時 分		発症場所				
緊 急	経過観察		時 分		時 分		時 分	
	意識状態		異常なし	異常あり	異常なし	異常あり	異常なし	異常あり
	ショック症状		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗	
	バイタル サイン	体温	℃		℃		℃	
		脈	回		回		回	
		呼吸	回		回		回	
血圧		/ mmHg		/ mmHg		/ mmHg		
注意事項								
応急処置 1 涼しい場所へ移動 2 休養(顔色が悪ければ足を高くあげる) 3 衣服をゆるめ、体を冷やして体温を下げる(首、脇、足の付け根等) 4 塩分や水分を補給(自分で補給できない場合病院へ) ※回復しても急に具合が悪くなることもあるので運動禁止								
原因 (どうして)		※可能な限り、倒れたときの状況を周囲の人からも聞く 炎天下・無風・気温が高い()℃・湿度が高い()%						
項目								
		有無	なし	あり	備 考			
聞 く	頭痛(頭がガンガンする)		なし	あり				
	吐き気・嘔吐		なし	あり				
	全身倦怠感(だるい)		なし	あり				
	めまい・立ちくらみ		なし	あり				
	筋肉痛		なし	あり				
	四肢や腹筋のけいれん(足がつる、お腹がきりきり痛む)		なし	あり				
	寝不足		なし	あり				
	疲労		なし	あり				
	水分補給不足		なし	あり				
			なし	あり				
見 る・ 触 れ る	応答のにぶさ		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	もうろう		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	言動が不自然		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	簡単な質問に答えられない。		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	突然のうなり声をあげて走り出す		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	歩行の異常(ふらつき、まっすぐ歩けない等)		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	全身のけいれん(かかき、ひきつけ)		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	立ち上がれない		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	行動の異常(訳のわからない発語等)		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	脱力感(体に力が入らない感じ)		なし	あり				
	皮膚が乾いている(体が熱い)		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
	発汗		なし	あり				
			なし	あり				
調 べる	自分で水分をとることができる		なし	あり	自力で補給できない場合は病院へ			
			なし	あり				
対 応・ 連 絡		発見・報告者 ()		<input type="checkbox"/> 安静にして1時間は経過観察。症状により受診		<input type="checkbox"/> 救急車要請		時 分
		対応・処置者 ()		<input type="checkbox"/> 保健室にて経過観察。症状により受診		<input type="checkbox"/> 保護者連絡		時 分
		連絡者 ()		<input type="checkbox"/> 直ちに医療機関受診。緊急時は救急車要請		<input type="checkbox"/> 医療機関連絡		時 分

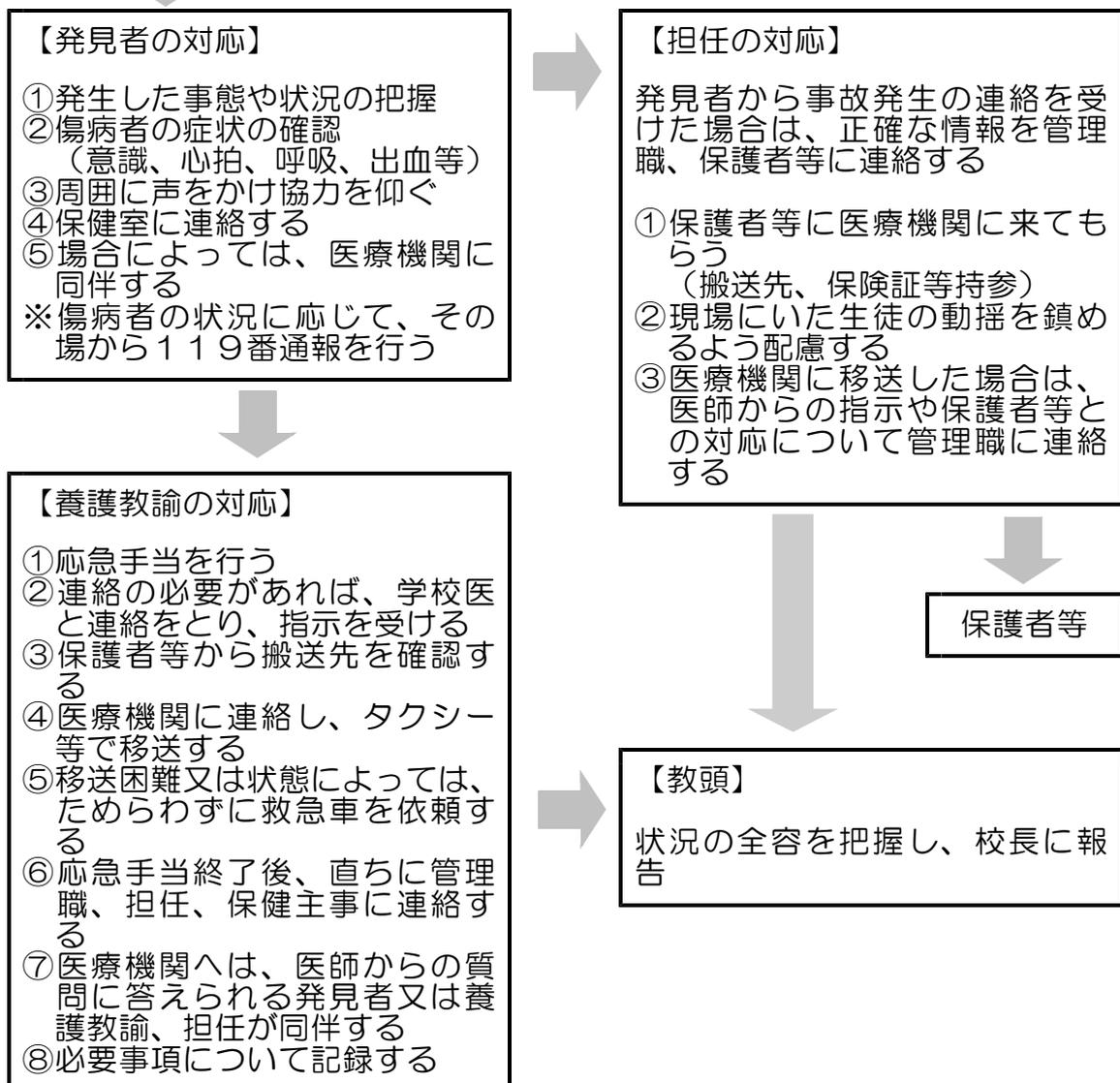
骨折・捻挫・突き指のアセスメントシート

* 記入方法 : 該当するもの→○

名 前		年 組		男・女		来室時間	月 日 時 分	
		受 傷 時 間		月 日 () 時 分			受 傷 場 所	
緊 急	経過観察		時 分		時 分		時 分	
	意識状態		異常なし	異常あり	異常なし	異常あり	異常なし	異常あり
	ショック症状		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗		なし・顔面蒼白・チアノーゼ・冷汗	
	バイタル サイン	体温	℃		℃		℃	
		脈	回		回		回	
呼吸		回		回		回		
血圧		/ mmHg		/ mmHg		/ mmHg		
部 位 (どこが)		前 後		・右手～第()指、第()関節 ・左手～第()指、第()関節 ・右足～第()指、第()関節 ・左足～第()指、第()関節		注 意 事 項		
						・開放骨折は救急車を呼ぶ ・骨折部位により、大出血を伴うので、ショック状態に注意が必要 ・捻挫か骨折か迷ったら、骨折とみて手当すること		
原 因 (どうして)		※可能な限り、ケガをしたときの状況を周囲の人からも聞く 主な原因 : 転倒・転落()m・衝突・殴打・ボール運動、遊び()ボール)						
項目		有無	なし	あり	備 考			
聞 く	痛み		なし	あり	どんな痛みか～			
	痛みの持続性		なし	あり				
	骨折音があったか		なし	あり				
	吐き気		なし	あり				
	普段から腰痛があるか		なし	あり				
	毎日しているスポーツ							
	一日の練習時間							
見 る	腫脹		なし	あり				
	皮下出血		なし	あり				
	変形		なし	あり				
	骨折線		なし	あり				
	外出血		なし	あり				
	開放骨折		なし	あり	ありの場合は救急車要請			
触 れ る	圧痛		なし	あり				
	骨折端に触れる		なし	あり				
調 べ る	介達痛		なし	あり	介達痛がある→骨折			
	自動運動が出来るか		なし	あり				
	他動運動		なし	あり				
	どの方向に動かすと痛い		内側	外側	捻った方に動かすと痛い→捻挫			
対 応 ・ 連 絡		発見・報告者 ()	<input type="checkbox"/> 安静にして1時間は経過観察。症状により受診			<input type="checkbox"/> 救急車要請 時 分		
		対応・処置者 ()	<input type="checkbox"/> 保健室にて経過観察。症状により受診			<input type="checkbox"/> 救急車要請 時 分		
		連絡者 ()	<input type="checkbox"/> 直ちに医療機関受診。緊急時は救急車請			<input type="checkbox"/> 救急車要請 時 分		

15 個別の危機管理

事故等の発生



応急手当を実施する際の留意点

突然倒れた場合などは、直ちに119番通報をし、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置をする。事故等の態様によっては、救命処置が一刻を争うことを理解し行動する。

- ①生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ、迅速に対応する。
- ②応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心がけ、対応が一段落した時点でメモを整理する。
- ③教職員は、事故等の状況負傷生徒等の様子に動揺せず、またその他の生徒等の不安を軽減するように対応する。

16 火災発生時の対応

火災の発生

初期対応

(1) 出火場所と状況の確認

【火災報知器の確認による】	【火災発見者からの報告による】
①自動火災報知器の非常ベル作動 ②受信機の確認（事務室内） ③出火場所の確認 ④校内放送による発生場所の伝達 ・現場に向かう→初期消火 ・付近の教職員へ連絡 ⑤職員室、事務室へ連絡 ※大声で周知	①発見した者は、大声で叫ぶ ・近くの火災報知器のボタンを押す ・初期消火 ②付近の教職員 ・初期消火 ・職員室、事務室へ連絡 ・近くの火災報知器のボタンを押す

(2) 消防署（119番）への連絡

【消防署】（例）	【通報者】（例）
①「火事ですか、救急ですか」 ②「住所をお願いします」 ③「出火場所はどこですか」 ④「お名前をお願いします」 ⑤「電話番号をお願いします」	①「火事です」 ②「美唄市西1条南6丁目1番1号 美唄尚栄高校です」 ③「〇号館〇階〇〇実習室です」 ④「(職名)〇〇〇〇です」 ⑤「0126-64-2277です」

避難に向けて

(1) 事務室（校内放送等）

- ①「ただいま、〇号館〇階〇〇実習室で火災が発生しました。
 ②「生徒は、全員避難しなさい」
 ※避難経路の指示

(2) 初期消火・負傷者等の救出

- ①火災発生場所の近くにいる教職員は、消火器、バケツ等で初期消火にあたる
 ※初期消火の限界を判断し、その後避難する
 ②負傷者がいる場合は、火災現場から搬出し、応急手当をする

次項（24ページ）へ

避難

(1) 避難

【授業時】	【休憩時又は放課後】
【教科担任】 ①生徒を着席させて落ち着かせる ②ハンカチを準備させる ③教室内を消灯する ④窓を閉める ⑤避難命令の指示を受けた後、出席簿を持ち避難の誘導 【教科担任以外】 ①各階、階段付近等に立つ ②誘導 ③トイレ等に逃げ遅れの生徒がいないかの確認	①生徒は、その場で放送の指示に従う ②担任は、教室を確認し、生徒を誘導する ③その他の教職員は、分担して体育館や実習室、トイレ等を確認し、生徒を誘導する ④各階、階段付近等に立ち、誘導する

(2) 点呼と確認

- ①避難場所は、原則としてグラウンドとする
- ②避難後の生徒、教職員の安全確認
 - ・生徒については、教科担任又はHR担任
 - ・教職員については、教科主任、年次主任
- ③負傷者等の確認

教頭へ報告

消防隊への引き継ぎ

(1) 延焼の状況

【優先して行う事項】	【状況に応じて行う事項】
①出火場所 ②燃焼物及び燃焼範囲 ③危険物等の有無	①出火原因

(2) 避難の状況

【優先して行う事項】	【状況に応じて行う事項】
①逃げ遅れた者の確認 ②避難誘導状況	①負傷者等の確認

次項（25ページ）へ

避難後の学校の対応

(1) 管理職（校長・教頭・事務長）

- ①消防機関等と連携し、被災状況の確認
- ②二次災害などの危険性について把握
- ③生徒の下校について判断するための情報収集

(2) 教職員

- ①消防機関等と連携し、施設の被害状況調査
- ②下校等が決定するまで安全確保
- ③負傷者の確認と応急手当（程度に応じて救急車要請）
- ④行方不明者がいる場合は、直ちに消防機関等へ連絡

生徒の下校

- ①緊急メール配信、ホームページ掲載で保護者等に連絡
- ②通学路の安全と交通機関の運行状況等を確認し、帰宅させる
- ③保護者等の迎えに引き渡す場合は、担任又は年次団が帰宅確認の記録を残す

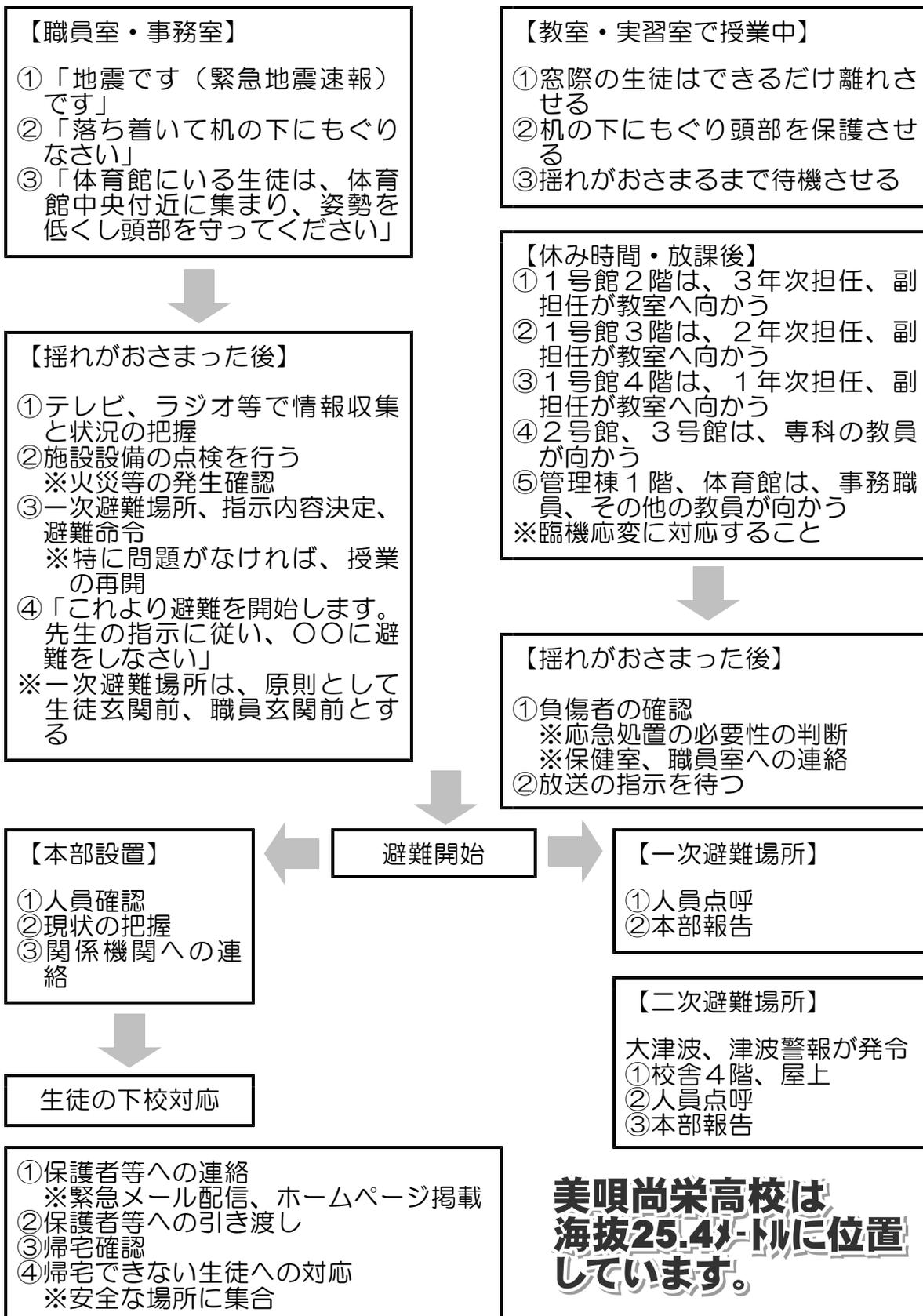
報告

管理職（校長・教頭・事務長）

1.7 地震・津波への対応
 (1) 授業日

地震の発生

緊急放送



(2) 夜間又は休業日等に発生

地震の発生

(震度4以上)

【参集体制】			
区分	参集基準	参集範囲	対応内容等
第1次参集	①震度4の地震 ②津波注意報が発表 ③校長が必要と認めたとき	校長 教頭 事務長	①災害情報の収集 ②学校施設の状況把握等
第2次参集	①震度5弱、5強の地震 ②津波警報が発表 ③校長が必要と認めたとき	校長 教頭 事務長 学校災害対策本部各班長	①学校施設の被害状況の把握及び教育局への報告 ②通常の教育活動の実施可否の検討 ③授業開始の変更・臨時休業等が必要な場合の緊急連絡対応
第3次参集	①震度6弱以上の地震 ②大津波警報が発表 ③校長が必要と認めたとき	全職員	①組織及び機能のすべてをあげた応急対応

※発生した地震の震度によって、1次～3次の段階に分けて参集する教職員を定める
※いずれの場合も個人や家族の安全を最優先する

【出校した職員】
①生徒の安否確認 ②被害状況の点検 (校舎内外の破損、倒壊物の有無、水道・ガス・電気系統(停電)の異常の有無、薬品庫の状況確認等) ③被害状況の集約と報告 (職員 → 教頭・事務長 → 校長)

休校・登校(授業)の決定

【部活動、補習等で生徒が出校】
(1) 授業日を参照

①緊急メール配信、ホームページ掲載
②被害状況によっては、無理に登校させない

関係機関への連絡
(教頭・事務長)

(3) 校外活動中に発生

地震の発生

(震度5弱以上)



【引率者（年次主任、担任、顧問等）】

※生徒、職員の安全確保を最優先に行動する

- ①生徒、職員の人員確認
- ②負傷者等の確認を行う
(負傷者がいる場合は、応急処置を行い、保護者等へ連絡する)
- ③移送困難又は状態によっては、ためらわずに救急車を依頼する
- ④避難場所への移動が可能か判断をする
(可能な場合は、避難場所へ移動する。不可能な場合は、その場で待機する)

(状況報告)



(指示)



教頭 → 校長

【校外活動実施における留意事項】

- ①保護者等、管理職と連絡をとるための事前準備
(電話番号等)
- ②活動場所の避難経路等の検討と周知
(非常口、待機できる場所等をあらかじめ生徒に周知する)
- ③情報収集に役立つ機器等の携行
(スマートフォン、ラジオ等)

18 気象災害への対応

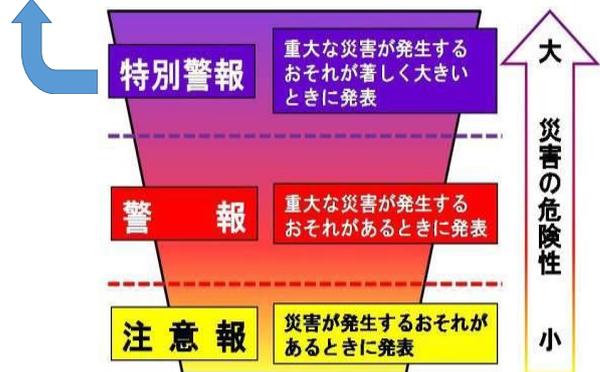
気象災害への留意点

登校前	<p>①気象庁が発表する気象警報・注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討する。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、各自治体から発令される避難に関する情報（避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等）なども参考にしながら判断する。</p> <p>②大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要がある。</p>
在校時	<p>①教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状況を把握する。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲での把握をする。</p> <p>②土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討する。</p> <p>③大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要がある。</p> <p>④通学路や学校周辺の安全確認の状況をもとに、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引き渡し」「学校待機」等の対応を判断する。ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えに来ることがないようにしておく。</p>
その他	<p>①臨時休業や授業の打ち切り等の判断に際しては、教育局を始め近隣の学校等とも連絡を密にとりながら判断する。</p> <p>②判断した結果を教育局へ報告し、全教職員で協力し対応にあたる。</p> <p>③保護者等へ措置・対応等について、メール配信や電話連絡等を活用し連絡する。停電等により保護者等と連絡が取れない場合も想定し、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく必要がある。</p> <p>④確実に連絡が届いているかどうかについても、確認をする必要がある。</p> <p>⑤学校からの休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは、無理に登校させない判断が必要であることを保護者等と共通に理解する。</p> <p>⑥登校前や下校後の生徒の安否確認も必要に応じて行う。</p> <p>⑦学校が避難所となる場合もあることから、その対応についても自治体の防災部局と連携して準備しておく。</p>

(1) 気象に関する特別警報について

- ① 次の場合は、『臨時休校』とします。
美幌市又は居住地域に関する「特別警報」が発表された場合

なお、その際は、緊急メール並びに
本校ホームページ
(<http://www.b-shoei.hokkaido-c.ed.jp/>)
にてお知らせいたします。
【QRコード】



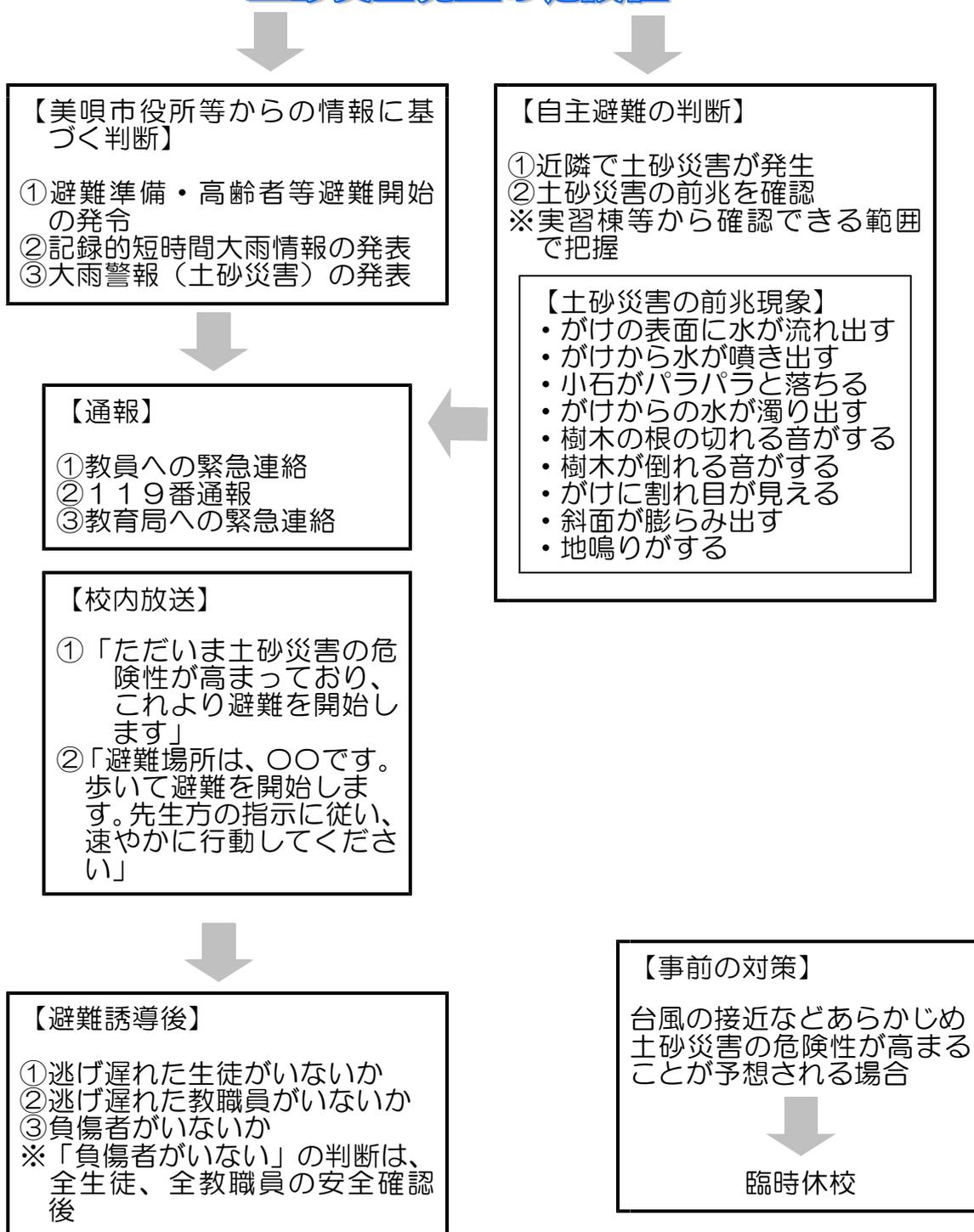
- ② 次のいずれかに該当する場合は、「自宅待機」とします。
ア 朝、通学する時点で、美幌市及び居住地域に警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪等)が発令され、居住地域や通学に使用しているJRあるいはバス等の公共交通機関が運休となっている場合
イ 居住地域の天候や道路状況により安全確保ができず、各家庭で通学が困難であると判断した場合

(2) 地震が発生した場合

- ① 次の場合は、「臨時休校」又は「登校時間の繰り下げ」を行います。
登校時間前に、「大津波警報」が発表された場合。また、地震等による停電で学校施設が使用できないと判断される場合
なお、その際は本校ホームページ (<http://www.kitamikougyou.hokkaido-c.ed.jp/>) にてお知らせいたします。
- ② 次の場合は、「自宅待機」(状況に応じて避難)とします。
登校時間前に、居住している地域に「大津波警報」が発表された場合。もしくは、警報等がなくても居住している地域の被害状況、天候、道路状況により、各家庭で通学が困難であると判断した場合
- ③ 登校後に「大津波警報」・「津波警報」が発表された場合
登校後に、大津波警報が発表された場合、警報解除まで学校で待機させます。保護者等が迎えに来ても帰宅させず、警報解除まで生徒・保護者等を学校で待機させます。
また、登校後に、津波警報が発表された場合、公共交通機関が運行している場合は、通常どおり下校させます。公共交通機関が運休した場合、生徒の自宅が「津波警報」の避難対象地域にある場合は、保護者等が迎えに来るまで生徒を学校で待機させます。

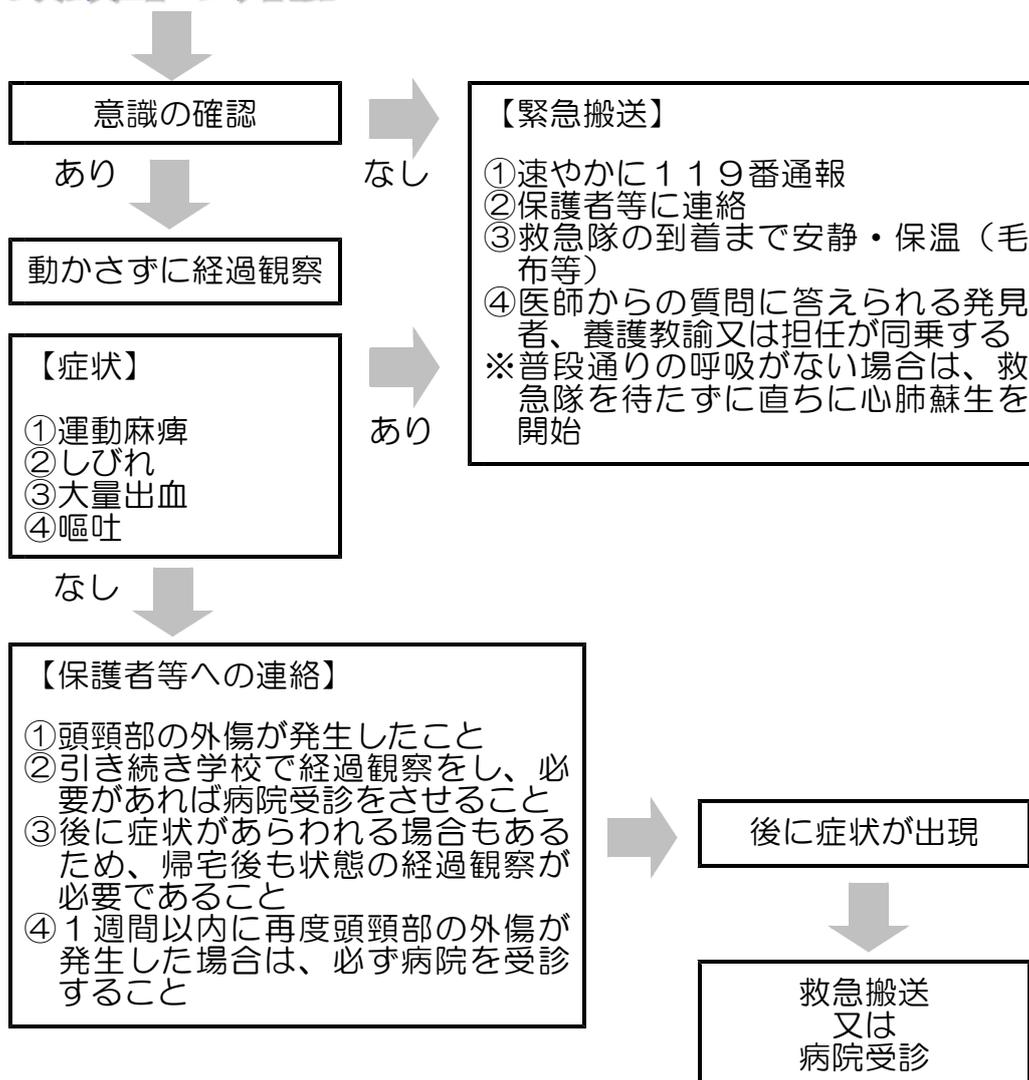
19 土砂災害への対応

土砂災害発生の危険性



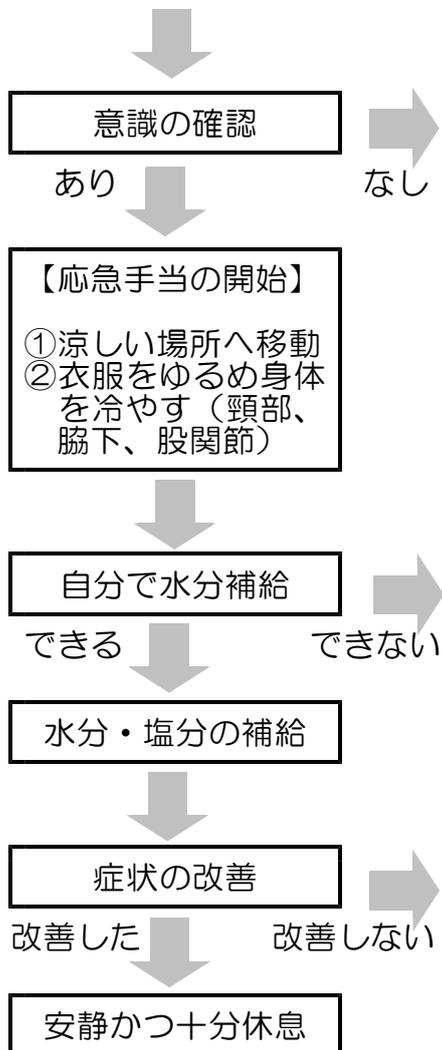
20 頭頸部外傷への対応

頭頸部の外傷



2.1 熱中症への対応

熱中症の疑い



【熱中症を疑う症状】

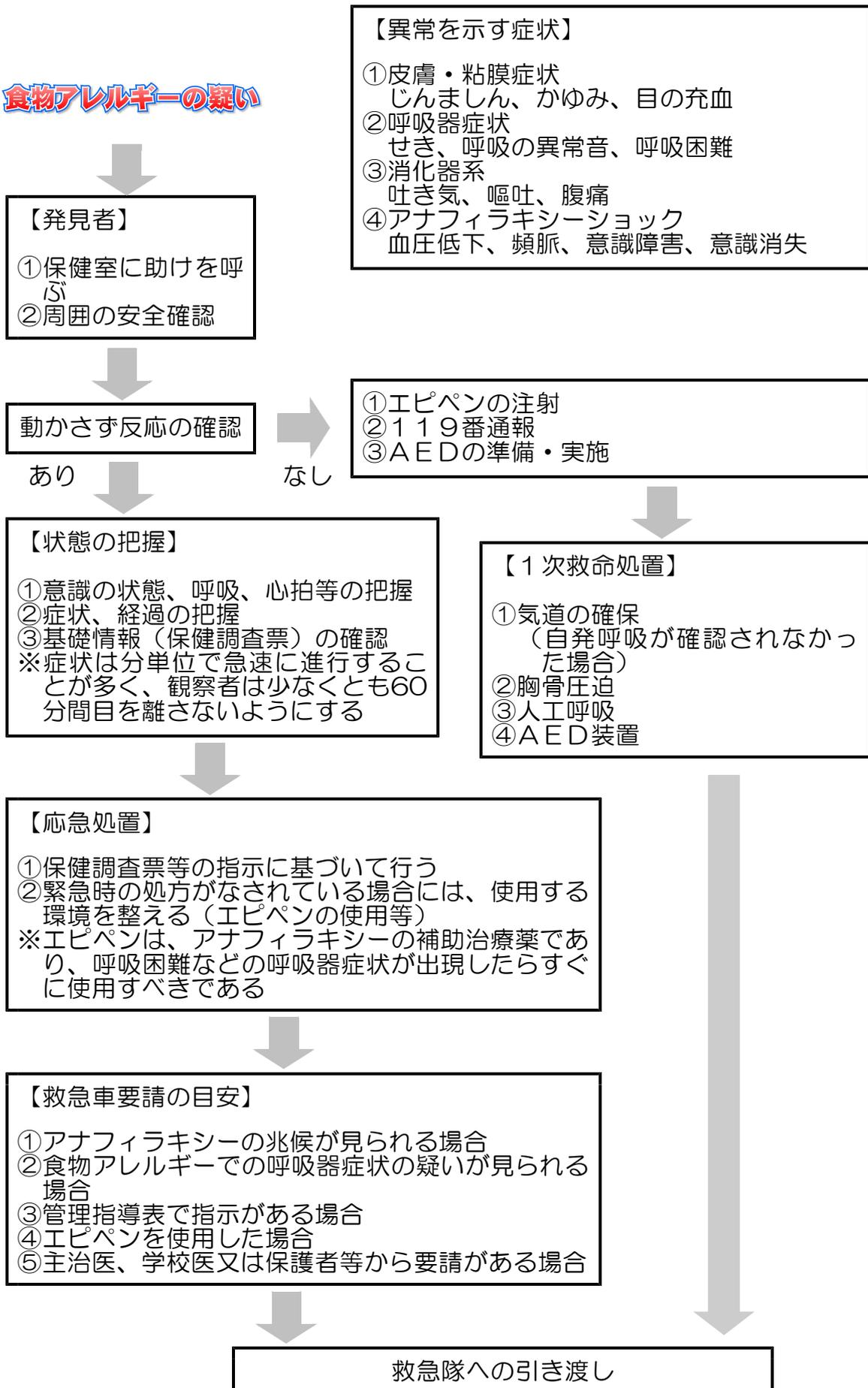
倦怠感、吐き気、頭痛、大量の発汗、めまい、けいれん、ふらつき、失神、嘔吐、虚脱感、意識障害、高体温、手足の運動障害、筋肉痛、筋肉の硬直

【緊急搬送】

- ①速やかに119番通報
 - ②保護者等に連絡
 - ③救急隊の到着まで安静・保温（毛布等）
 - ④医師からの質問に答えられる発見者、養護教諭又は担任が同乗する
- ※普段通りの呼吸がない場合は、救急隊を待たずに直ちに心肺蘇生を開始

2.2 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーの疑い



23 交通事故への対応

交通事故発生

事故の連絡（生徒・保護者等から学校へ）

【生徒の安否に係る情報収集及び情報共有】

- ① 生徒の氏名、怪我の有無及び程度などの聞き取り
- ② 事故発生場所の聞き取り
- ③ 通報（110番、119番）の有無を確認（未通報の場合は通報する）
- ④ 近くにいる他の教員へ情報の伝達及び協力の依頼
- ⑤ 管理職・保護者等への報告
- ⑥ 複数の教員で現場へ急行（救急箱の持参）

【生徒の安全確保及び怪我の確認】

- ① 生徒の安全を確保及び応急手当（怪我をしている場合）
- ② 搬送先の確認と救急車への同乗（生徒が病院に向かった場合）
- ③ 怪我の程度及び処置の状況を確認（搬送先の病院到着後）
- ④ 管理職・保護者等への報告

【事故関係者及び事故状況の聴取】

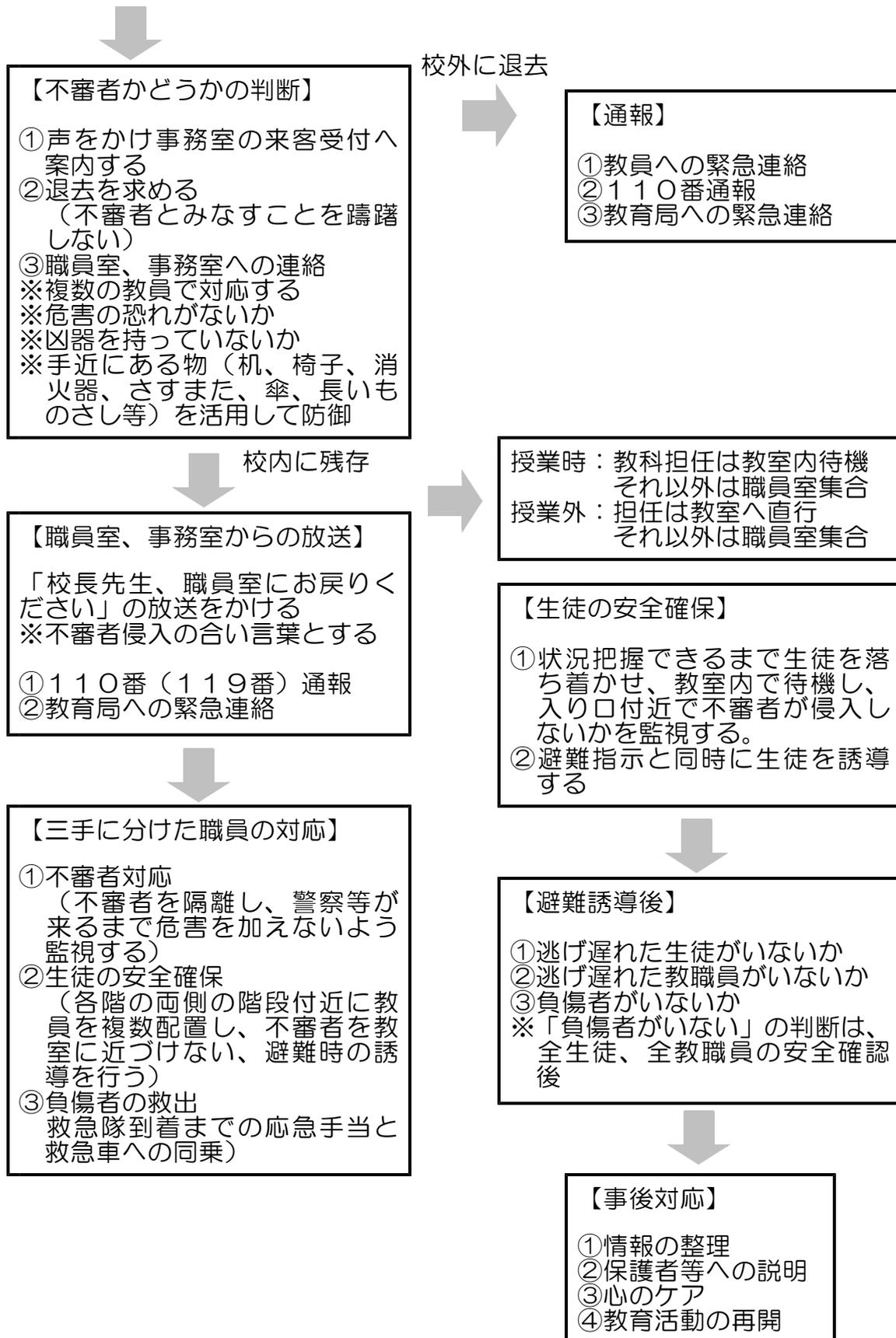
- ① 事故の関係者の氏名、住所、連絡先、保険加入の有無の聞き取り
- ② 現場検証への立ち会い及び事故の状況の聞き取り
- ③ 管理職・保護者等への報告

被害者・加害者にならないための事前対策

事故の実態把握	①生徒の交通事故の実態を把握する (いつ、どこで、どのような事態が発生したのか) ②不安全行動の確認及び登下校時の行動観察 (横断時に確認しない、一時停止しないなど)
通学路の点検	①定期的な通学路の点検 (交通事故に結びつく環境条件を特定、除去) ②危険箇所の抽出、分析、管理 (通学環境の安全化)
生徒への指導	【警察への通報】 ①事故時の対応の理解 (速やかな通報、車両ナンバーの把握等) 【加害者となった場合の責任】 ①刑事上の責任 (相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる) ②民事上の責任 (被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う) ③行政上の責任 (運転免許の停止処分等を受ける) ④道義的責任 (被害者を見舞い謝罪する) 【その他の留意点】 ①本人及び家族の心的に大きな負担を生じるだけでなく、 将来の進路等への影響が出る場合もある ②自転車に係る各種保険についての周知
効果的な交通安全教育	【目標】 ①危険予測、危険回避の学習を通じた安全な行動の実践 ②交通ルールに従った行動の実践 ③自分の力で自分を守る行動を適切に実践 【実施方法】 ①交通安全講話 ②交通安全宣言 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・モデリング (模範となる他者の行動を観察することで、その行動が習得されること) ・ミラーリング (他者の行動の姿を観察して、自らの行動の姿を振り返ること) </div>

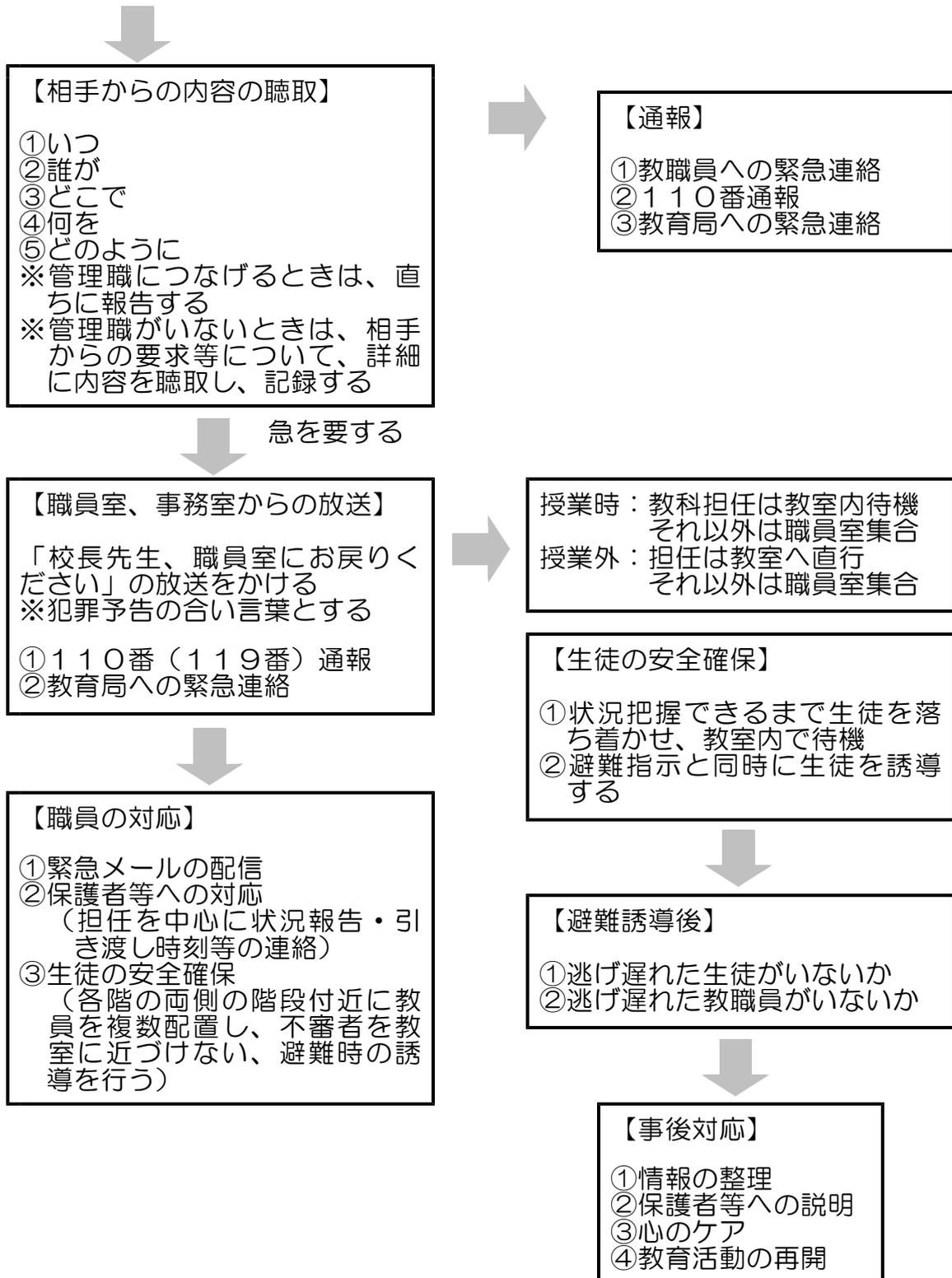
24 不審者侵入への対応

不審者の侵入



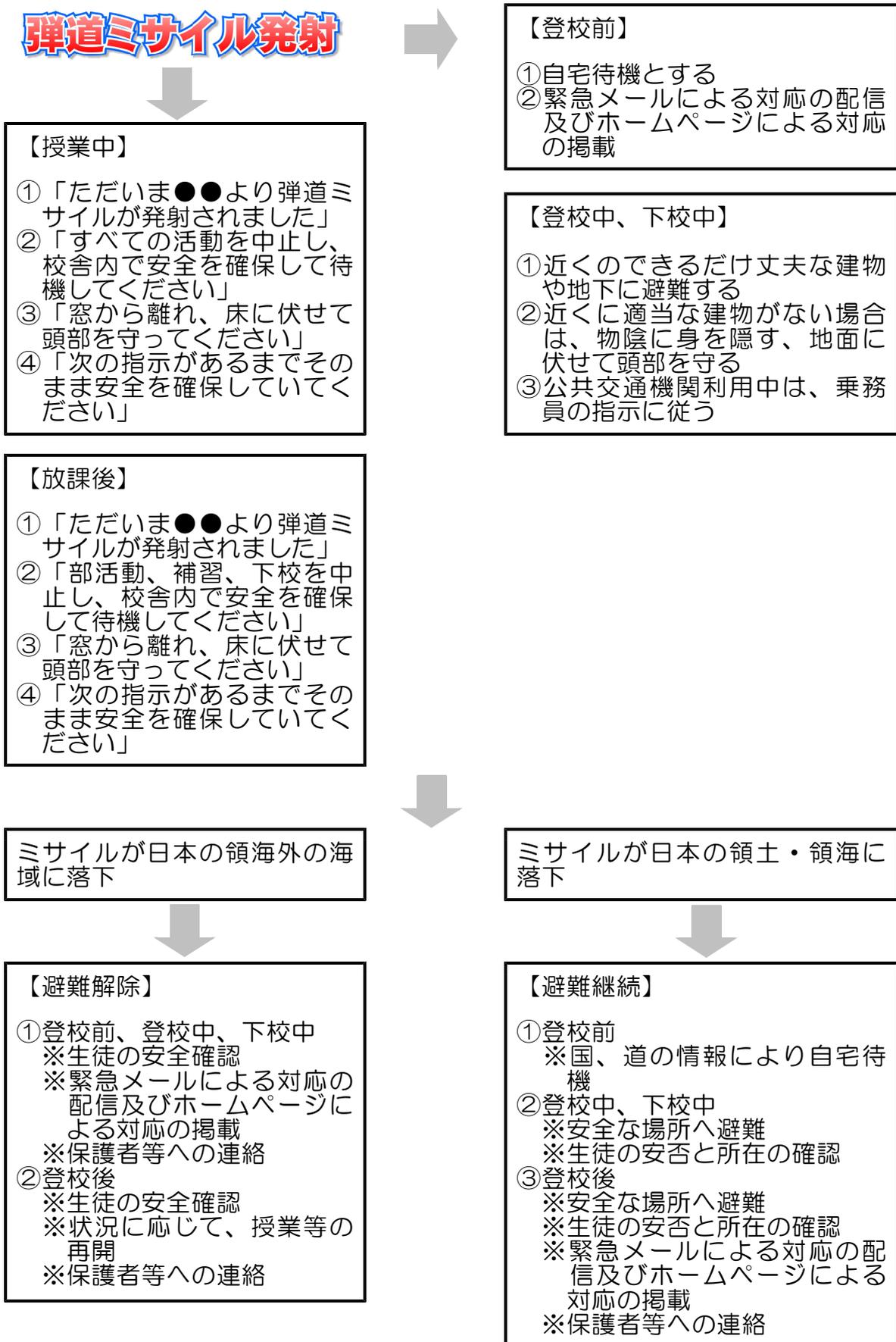
25 学校への犯罪予告

犯罪予告



26 飛翔体（弾道ミサイル）発射への対応

弾道ミサイル発射



27 ハチに刺されたときの対応

【症状】

ハチに刺された時の症状は、ハチの毒そのものによるものと、ハチの毒に対するアレルギー反応の2つがあり、局所症状と全身症状として現れる。

①局所症状

- ・刺されたところが腫れて痛む
- ・通常痛みは、数時間から1日でなくなり、かゆみを伴うしこりが残り数日で消える

②全身症状

- ・特にスズメバチに多いが、刺された際の毒の量が多かったり、毒性が強かったり、以前に何度も刺されたことがある場合には、蕁麻疹、呼吸困難、発熱、血圧低下などの症状を呈し、ショックによって死に至ることもある

【処置】

次の手順で処置を行い、安静にする。

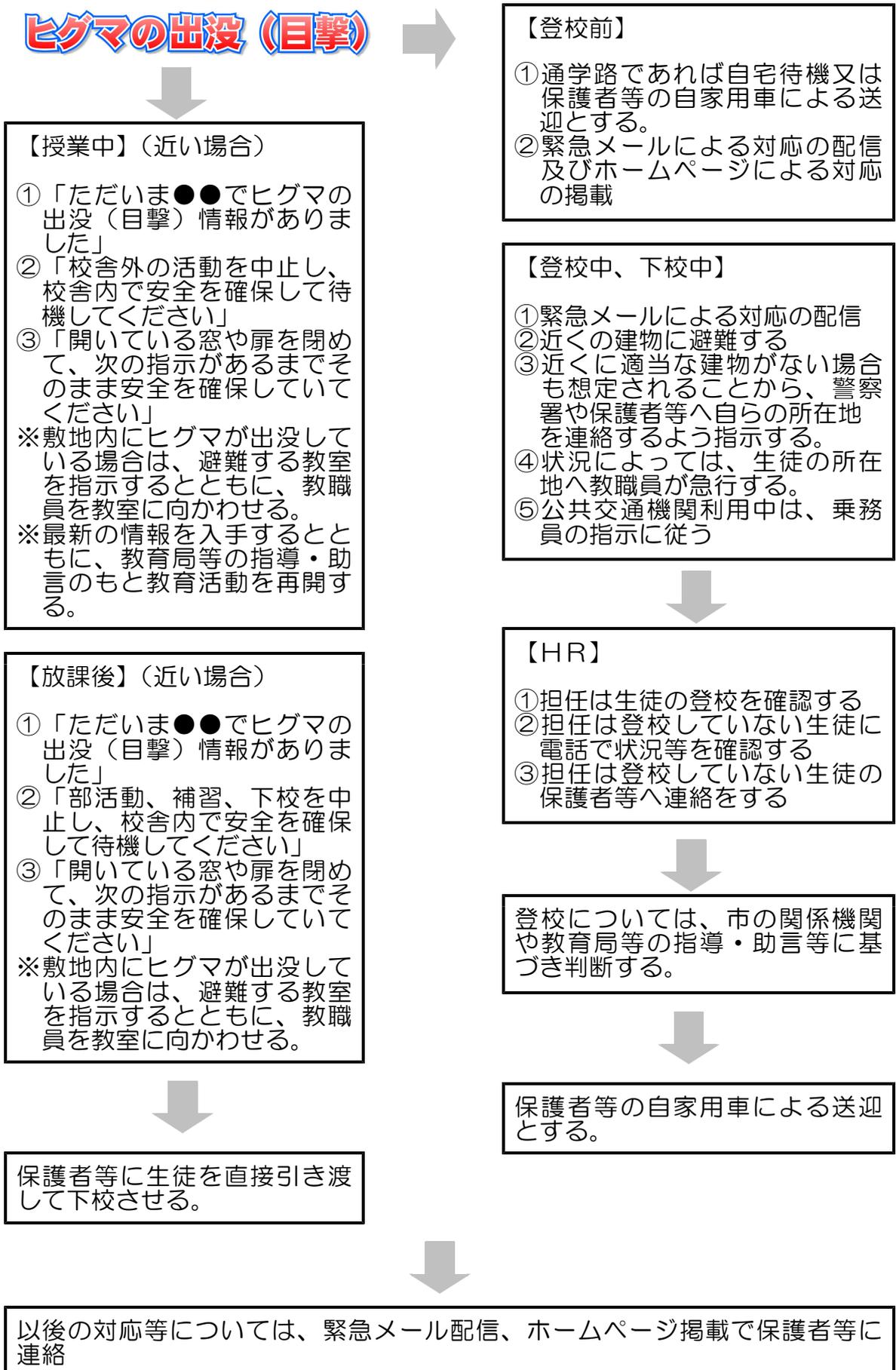
- ①刺されたらその現場からすぐ数十メートル離れる。(巣から離れる)
- ②刺された傷口を流水でよく洗い流す
(ハチの針が残っている場合は、指でつまんで毒液を再注入しないように根元から毛抜きで抜くか、横に払って落とす)
- ③ポイズンリムーバーなどで傷口周囲を圧迫し、毒液をしぼり出す
(ハチ毒は水に溶けやすいので、傷口から毒液をしぼり出すように、もみながら流水にさらすと効果的である)
- ④抗ヒスタミン剤を含むステロイド軟膏などがあれば塗布する
- ⑤濡れたタオル等で冷やし、安静にする

※20～30分ほど様子を見て、異常がないようであれば安心の目安となる
(ただし、途中で様子が少しでもおかしいと感じた場合、直ちに医療機関へ連絡を入れる)

※過去にハチに刺されて、具合が悪くなったり、様子がおかしいと感じたら直ちに医療機関を受診する

28 ヒグマの出没への対応

ヒグマの出没（目撃）



29 緊急連絡先

(1) 警察・消防

警察	110
消防	119

美唄警察署	0126-63-0110
美唄市消防本部	0126-66-2221
美唄市消防署	0126-66-2227

(2) 教育機関

空知教育局（企画総務課長）	0126-20-0180
（総務係）	0126-20-0130
（教育支援課長）	0126-20-0182
（教育支援係）	0126-20-0135
（学校教育指導班）	0126-20-0138

美唄市教育委員会	0126-62-3130
	0126-62-3146

(3) 医療機関

美唄市立病院	0126-63-4171
花田病院	0126-68-8700
しろした病院	0126-24-3115
北海道せき損センター	0126-63-2151

(4) 学校医・学校歯科医・薬剤師

市立美唄病院	田中康夫	0126-63-4171
宝崎歯科クリニック	寶崎さゆり	0126-63-2445
北海道中央労災病院せき損センター	山口晴康	0126-63-2151

(5) 保健所

美唄市保健センター	0126-62-1173
-----------	--------------

(6) 市内小学校、中学校、高等学校

美唄市立東小学校	0126-63-2611
美唄市立中央小学校	0126-63-4215
美唄市立美唄中学校	0126-63-4211
美唄市立東中学校	0126-63-2610
美唄聖華高等学校	0126-64-2385
美唄養護学校	0126-62-6511

(7) 交通機関

ビジコータクシー	0126-63-2131
----------	--------------

JR北海道美唄駅	0126-63-3074
----------	--------------

(8) 機械警備、ボイラー

日盛ビル管理株式会社 美唄営業所	0126-62-5502（美唄）
	0126-23-1712（岩見沢）
	090-7652-5620（所長）

(9) ガス

美唄ガス株式会社	0126-62-1122
----------	--------------

北海道美唄尚栄高等学校
危機管理マニュアル

令和8年(2026年)4月1日

北海道美唄尚栄高等学校